大阪府立鶴見商業高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和5年5月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法 第2条」)

※いじめ防止対策推進法 第2条3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による、無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「社会に貢献できる人材の」育成のために「大阪府立鶴見商業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決 を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の8点をあげる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体 となって取り組むべき問題である

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について
 - ① 学習規律の確立や基礎学力向上
 - ・「高校は義務教育ではないため、自ら学ぶ姿勢を持つこと」を生徒、保護者に周 知徹底する
 - ・毎年4月に「生徒指導の方針」を策定し、教職員が同じ方針で協力して指導をお こなう
 - ② 「わかる授業」づくりのために
 - ・基礎的基本的な学習内容の習得を図る
 - ・年度初めに「基礎力診断テスト」を実施する
 - ③ 相互公開授業等を通じて指導力向上に関する取組
 - ・年に1回、保護者向けの参観授業を実施する
 - ・研究授業等を活用し、教員が相互に授業を参観する
- (2) 自己有用感を高めるために(生徒会活動やキャリア教育の計画等から)
 - ① 一人ひとりが活躍することができる活動を充実させるための取組
 - ・総合的な探究の時間を通じて、自己の目標を確定させる
 - ・「地域連携プロジェクト」への参加
 - ② 友達や教職員との関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり
 - ・部活動への積極的な参加
 - ・学校行事への企画立案からの積極的な参加
 - ③ 生徒を認め、ほめ育ての指導を充実させるための取組
 - ・生徒の達成感をもたせるために、課題を設定する
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
 - ① 学級活動の充実を図る取組
 - ・日々のホームルーム、また、週に1時間あるロングホームルームを活用し、学級 担任と生徒の相互理解を図る
 - ・「総合的な探究の時間」の担当を、担任以外で担当することにより、別の視点から学級を観察する
 - ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組
 - ・教職員対象の人権講演会・人権研修の実施
 - ・全生徒対象の人権講演会の実施
 - PTA対象の人権講演会の実施
 - ③ 情報モラルに関する取組
 - ・SNSを中心とした内容に関する人権講習会の実施
 - ④ 学校行事の充実を図る取組
 - ・学年を超えた取組の中で、社会性を身に着けさせるようにする

4 いじめの早期発見についての取組

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆 候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじ めを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化
 - ・学級担任、クラブ顧問は日々の生徒の状況を把握し、必要に応じて面談をおこなう
 - ・教科担当者は授業での生徒の状況を把握し、学級担任との連携を密にする
 - ・生徒指導担当者会議を通じて、生徒情報の共有化を図る
 - 支援教育推進委員会を積極的に活用する
 - 各分掌間、学年間において、生徒の情報を把握し、共有する
- ② いじめアンケート調査の活用
 - 年に3回実施し、その結果を指導に反映させる
- ③ スクールカウンセラーの活用
 - 月に1回、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する
- ④ いじめ相談窓口の周知
 - ・保健室での相談窓口の活用
 - 電話相談窓口

〔大阪市こども相談センター〕

(こども専用)

06 - 4301 - 3140

(保護者専用)

0.6 - 4.301 - 3.141

※月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時~午後7時

〔大阪法務局〕

子どもの人権110番 0120-007-110

※月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時30分~午後5時15分

※一部の I P電話からはつながりません

[大阪弁護士会]

子どもの人権110番! 06-6364-6251

※水曜 午後3時~午後5時 第2木曜 午後6時~午後8時

(祝日・年末年始は除く)

・24時間子供SOSダイヤル

(全国共通)

$$0\ 1\ 2\ 0 - 0 - 7\ 8\ 3\ 1\ 0$$

※一部の I P電話からはつながりません

・チャイルドライン

(全国共通)

$$0\ 1\ 2\ 0 - 9\ 9 - 7\ 7\ 7$$

※毎日 午後4時~午後9時(祝日・年末年始は除く)

5 いじめの早期解決についての取組

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 実態把握

指導にあたっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、関係 教職員で情報共有して、全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にする。 指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関 係諸機関と連携する。

② 生徒、保護者への指導

当該生徒から、状況や気持ちを十分聴き取る。いじめられた生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。いじめた生徒には非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には事実関係や相手の生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制等を伝える。なお、生徒、保護者には適時、適切な方法で経過報告する。

③ 周囲の生徒への指導

当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意したうえで、学級および学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組をすすめる。

※①~③については、後述する「いじめ対策委員会」が役割を担う

- 6 いじめ問題に取り組むための校内組織
- (1) 学校内の組織
 - ① いじめ対策委員会

(構成)

校長(委員長) 教頭 首席 教務部長 生活指導部長 各学年主任 総務部長 進路指導部長 健康教育部長 商業科長

(役割)

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正をおこなう
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有 をおこなう
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、 関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携をおこなう
- ② 常設の委員会、事案発生時の委員会の設置
 - ・常設の委員会は年5回実施する
 - ・事案発生時の委員会には、いじめ対策委員会に生活指導部員を加えることとする
 - ・事案発生時には、学年会と生徒指導部が実働を担う
- ③ 校内研修会の実施
 - ・人権教育推進委員会と連携を図りながら実施する
- (2) 保護者や地域・関係機関との連携

〈基本方針〉

いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」は学校のみでは達成しえない。 家庭、地域、関係機関との連携を密にして早期解決に当たることが不可欠である。

- ① 家庭・地域との連携
 - 教育相談、PTA実行委員会、学校協議会等を通じて協力体制を構築する
- ② 関係機関との連携
 - ・鶴見警察署、こども相談センター、中央少年サポートセンター、枚方少年サポートセンター等
- ③ ネット上のいじめに対しての『大阪こどもを守るサイバーネットワーク』の活用
 - 教育委員会、警察、関係諸機関との連携
 - ・子どもを被害者にも加害者にもしないための取組
 - 「大阪こどもを守るサイバーネットワーク連絡会議」の設置
- (3) 取組内容の検証
 - ① PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
 - ・いじめ対策委員会での年間計画の中間評価、最終評価をおこなう、次年度への改善を図る
 - ・「運営に関する計画」の人権教育に反省させる
 - ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法
 - 教職員およびPTA実行委員会に取組評価アンケートを実施する
 - ・学校協議会およびPTA実行委員会への情報発信ならびに意見聴取をおこなう

7 重大事案への対処

- ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ※重大事案発生時の対処について、以下については校長の指示のもと、いじめ対策委員会で協議し、事案発生時に迅速に対応できるような体制を構築する
 - ・学校の対応(隠ぺいしない、誠意ある対応、窓口の一本化)
 - 調査組織の設置や事実関係の明確化
 - ・被害生徒およびその保護者への適切な情報提供
 - ・教育委員会への報告

8 いじめ発見の際の流れ

